

平成26年 3月 17日
総務部行財政改革推進課

ジュニアボード制度について

【平成25年度ジュニアボード制度の実施結果】

1 ジュニアボード制度の概要

ボトムアップの人材育成の一環として、5名程度の若手・中堅職員（新任主査級職員等）からジュニアボードを構成し、部局の政策課題や組織運営課題に関する検討、実践を行う「ジュニアボード制度」を平成25年度から実施しました。

(1) ジュニアボード数 26

(防災対策部 1、戦略企画部 1、総務部 3、健康福祉部 3、環境生活部 2、地域連携部 1、農林水産部 3、雇用経済部 1、県土整備部 5、出納局 1、企業庁 1、議会事務局 1、教育委員会事務局 2、地域連携部と農林水産部合同 1)

(2) ジュニアボードメンバー 148名

※4～8名で1つのジュニアボードを構成

(3) 各部局での活動成果報告会

10月～12月を中心に各部局で活動成果報告会が行われました。

2 アンケート結果（対象：ジュニアボードメンバー）の主なもの

満足度 58.6%が「満足」と回答

負担感 85.9%が「負担感があった」と回答

※負担感の理由の一例

- ・本来業務との両立が難しかった
- ・課題が漠然としていたため、取組内容を検討するまでに時間がかかった
- ・メンバーによって参加意欲に差があり、一部のメンバーに負担がかかった
- ・日程調整が大変
- ・打ち合わせの移動が大変
- ・やらされ感があった（テーマもメンバーも決められている等）
- ・日程的に余裕が無かった
- ・活動が長期にわたっている

課題 61.7%が「広がった」と回答

2 部局による検証

(1) 課題の設定について

- ・課題によっては、課題の広さ(狭さ)、既存の調査資料の有無等により、取り組みやすさの違いがあったと考える。
- ・課題によっては、難易度に差があり、解決策に導く時間がかかるため、各ボードによっても取り組みの時間の違いがみられた。
- ・具体的な課題の方が、検討しやすいようだった。

(2) 総務課等やテーマ所管課の対応について

- ・最初に課題の趣旨説明などを行い、その後は、随時、ボードの活動の日と同席するなどの対応を行った。
- ・検討の途中段階で、総務課や所管課のフォロー・働きかけがもう少しあってもよかった。

(3) ジュニアボードからの報告の活用について

- ・報告内容をそのまま予算化することまではできなかったが、一部考え方を活かしたり、今後の事業展開の参考にしたりしてもらうことになった。
- ・提案内容について、できる範囲で試行導入を検討中。

(4) その他全般

- ・課題を検討する段階で、ジュニアボード参加メンバーの間に「研修」と「課題解決のためのワーキング」、どちらのスタンスに重きを置いて臨めばよいか迷いが生じていたようであった。

【平成 26 年度ジュニアボード制度 (案)】

1 目的、メンバー構成、課題等について

(1) 目的

現行(人材育成、部局における課題解決、組織の活性化、改善活動の促進)どおりとする。

(理由)

ジュニアボード制度は、部局の政策課題や組織運営課題に対する改善策の検討・実践を通じて、若手・中堅職員の政策形成能力等の向上や組織の活性化を図るためにできた制度であること、また、より具体的な課題を設定することで、課題の解決、取り組む意欲の向上及び負担感の軽減に一定の効果があるため。

(2) メンバー構成

原則、現行(部局内のメンバーで構成)どおりとする。

(理由)

部局における課題解決を図るという目的を考えると、部局内のメンバーで構成することが望ましいため。

(変更点)

メンバーの人数が不足する場合は、当該年度にジュニアボードを設置しないことも可能とし、その場合は、翌年度以降において翌年度以降のメンバーとあわせてジュニアボードを設置することとする。

(その他)

平成 25 年度と同様、必要に応じて複数の部局のメンバーで構成することや当該年度に主査級に昇任した職員以外の職員もメンバーにすることができることとする。

(3) 課題

原則、現行（部局における課題）どおりとする。

(理由)

部局における課題解決を図るという目的、メンバーの取り組む意欲及び所属の理解等を考えると、部局における課題が望ましいため。

(変更点)

課題の設定にあたっては、課題解決によって目指す姿（何をどこまで実現する必要があるのか）を明確にするとともに、それに向けた現状の姿を可能な限り具体的な既存データ（アンケート結果や現状分析した調査結果など）で示し、検討すべきポイントが絞り込みやすい工夫をして、メンバーに説明・資料提供することとする。

また、可能ならば、複数の課題を設定し、ジュニアボードが課題を選択できるようにしたり、ジュニアボードが部局と協議して、課題を決められるようにしたりすることとする。

(その他)

複数の部局で取り組む場合は該当部局で協議のうえ、決定する。

(4) 当該年度の対象から外す事由

以下のいずれかに該当する職員は、当該年度の対象から外すことができるものとする。

- ・ 東京などの県外で勤務している職員
- ・ 派遣されている職員
- ・ 主査級に昇任する前に既にジュニアボードに取り組んだ職員
- ・ その他、業務都合等により、やむを得ない理由があると判断される職員

(5) 活動期間

任期は今年度と同様の 4 月 1 日から 12 月 31 日とする。

(6) 活動形態（開催回数、開催時間、開催頻度など）等

月2回、半日程度を目安とし、取り組む課題、メンバーの構成等に
 応じて、各ジュニアボードで柔軟に対応することとする。

また、所属におかれては、メンバーが通常業務とジュニアボード活
 動を両立させるために、通常業務の割り振りの中で、一定、ジュニア
 ボード活動についても配慮いただくようお願いしたい。

2 スケジュールのモデル例

	ジュニアボードメンバー	部局
3月		課題の検討
4月上旬 4月中旬		メンバー対象者の決定（報告） メンバーへの通知※1
5月上旬 5月中旬	取り組む課題の選択（部局と協 議） リーダー、サブリーダーの決定 ジュニアボード活動開始	全体会議（仮称）※2 課題、リーダー、サブリーダーの 報告
6月 3日 6月10日	キックオフプロジェクト（仮称） ※3	
7月	リーダー、サブリーダー会議（任意）	
8月	中間報告会	
9月	リーダー、サブリーダー会議（任意）	
10月	最終報告会 提案をうけ、部局内で活用・実行 を検討	
11月		
12月		検討結果をメンバーへフィードバック リーダー、サブリーダー会議（任意）
翌年1月		検証

※1 ジュニアボード制度の実施、全体会議（仮称）、キックオフプ
 ロジェクト（仮称）の開催について

※2 課題の趣旨説明、全体スケジュールの説明など

※3 制度の趣旨説明、知事講話、平成25年度の事例紹介、改善手
 法（QC手法）研修など